

調達要求番号： 07-1-3986-0006-0001-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	—	仕様書番号	SKS-9-00003
名称	食器洗浄・清掃（委託）	防衛大臣承認年月日	—
		作成年月日	令和 7年 2月 7日
		改正年月日	—
		沖縄基地隊本部補給科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊の食堂施設等における食器洗浄・清掃（委託）について規定する。

1.2 用語の定義

用語の定義については、次による。

- a) **食器洗浄作業等** 食器類の洗浄，消毒，漂白，殺菌，乾燥，運搬，配食準備作業
- b) **清掃作業等** 食堂施設等の清掃，喫食ゴミの処理，残飯の運搬処理
- c) **食堂施設等** 隊員食堂，食器洗浄室
- d) **作業管理者** 作業実施者を管理し，直接指揮命令する者
- e) **作業実施者** この役務を直接実施する者
- f) **作業管理者等** 作業管理者及び作業実施者

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお，関連文書については，この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり，この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

法令等

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日衛食第85号別添）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27. 3. 18）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18. 12. 27）別冊

b) 関連文書

法令等

秘密保全に関する達（平成19年海上自衛隊達第16号）

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

沖縄基地隊秘密保全関連規則（令和2年沖縄基地隊達第6号）

2 役務に関する要求

2.1 作業管理者の要件

作業管理者の要件は、次による。

- a) 作業全般を統括管理する能力を有し、作業実施者を監督指導できる者
- b) 官側と速やかに連絡調整できる態勢をとれる者

2.2 作業実施者の要件

食器類洗浄作業等及び清掃作業等に必要な食品衛生に関する知識を有している者

2.3 役務の内容

役務の内容は、1. 2a), b)を実施するほか、細部については調達要領指定書により指定する。

2.4 対象期間

対象期間は、調達要領指定書により指定する。

2.5 作業場所

作業場所は、調達要領指定書により指定する。

2.6 作業時間等

作業時間等は、調達要領指定書により指定する。

2.7 菌検査等

菌検査等は、次による。

- a) 作業実施者は、大量調理施設衛生管理マニュアル（調理従事者等の衛生管理）に基づき、菌検査（赤痢菌，腸チフス，パラチフス菌，サルモネラ菌，病原性大腸菌（腸管出血性大腸菌 O-157））を毎月実施するとともに、新たに当該役務に従事する際は事前に検査を受けること。
- b) 10月から3月にはノロウイルスの検査を実施すること。
- c) 菌検査結果報告書は、速やかに監督官に提出すること。
- d) 菌検査の結果、陽性判定を受けた者は、陰性判定の結果が出るまで作業に従事させてはならない。

2.8 服装

作業実施者の服装は作業に適した服装とし、かつ、白色を基調とした清潔なものとする。

2.9 費用負担

費用負担については、次により契約の相手方負担とする。

- a) **菌検査費** 2.7の菌検査に係る費用
- b) **労働者災害補償保険法上の責任** この役務に従事する作業管理者等の労働者災害補償保険法及びその他の法令上のすべての責任を負う。
なお、万が一、事故等が生じた場合は、速やかに監督官に報告する。
- c) **消耗品費** 食器洗浄作業等及び清掃作業等に係る関係器材及び消耗品に係る費用
なお、業務に必要な消耗品等は調達要領指定書により指定する。
- d) **被服費** 作業実施者が役務を履行する上で着用する被服の費用（クリーニング代を含む。）
- e) **その他** この役務を履行する上で必要となる消耗品等の費用

2.10 履行の確認

契約の相手方は、日々の作業状況の確認について、作業実施確認書（付図1）を監督官に提出する。また、履行月終了の都度、作業実施確認書を検査官に提出する。

3 監督・検査

3.1 監督

監督官は、現場立会い及び提出書類の確認を行う。また、不具合があった場合には、作業管理者を通じ、速やかに是正させる。

3.2 検査

検査官は、書類審査を実施する。

4 その他の指示

4.1 保全

保全等については、次による。

- a) 契約の相手方は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないものを配置すること。
- b) 契約の相手方は、作業中及び運搬中は安全管理にそれぞれの関連する法規及び規則に従い、必要な措置を行う。
- c) 本件に関して業務上知り得た秘密を、第3者に漏洩してはならない。
- d) 本作業実施中に官側施設及び器具等に損害を与えた場合は、契約の相手方が無償で現状に復元する。
- e) 作業員が作業実施のため基地内に立ち入る際は、入門許可証により許可を受ける。また、監督官から立ち入りの指示を受けた場所以外へは、許可なく立ち入ってはならない。
- f) 入出門の手続きについては、官側の指示に従い実施すること。
なお、作業管理者等の入門及び立ち入りについては、履行場所の諸規則を遵守する。
- g) 契約の相手方（作業実施者を含む）は、作業実施上知り得た情報を他に漏らし、または利用してはならない。
- h) 契約の相手方は、官側が示した資料等を役務場所以外に持ち出してはならない。

4.2 賠償責任

契約の相手方は、故意又は過失による契約相手方の責めに帰すべき事由により、設備、展示物及びその他官所有の国有財産、物品を滅失又は棄損した場合は、修補若しくはその損害を賠償しなければならない。

4.3 作業管理者の選任等

作業管理者の選任等は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約締結後速やかに作業管理者及び作業実施者を選定し、作業管理者等名簿（付図2）及び誓約書（付図3）を提出する。

- b) 契約の相手方は、前号において、作業管理者等が傷病等により休務した場合に代務する作業管理者等をあらかじめ名簿に加え監督官に提出する。
- c) 契約の相手方は、作業管理者等名簿提出後速やかに、入門手続きを行う。

4.4 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

番号	書類等名	部数	提出時期	提出先	備考
1	着手届	3	契約締結後速やかに	監督官	書式22 ^{a)}
2	作業実施確認書	1	毎日の作業終了後速やかに	監督官	付図1
3	作業管理者等名簿	1	契約締結後速やかに	監督官	付図2
4	菌検査結果報告書	1	履行開始前及び毎月判定後速やかに	監督官	様式適宜
5	誓約書	1	契約締結後速やかに	監督官	付図3
6	終了届	3	各月役務終了後速やかに	検査官	書式22 ^{a)}

注^{a)} 海上自衛隊契約規則に実施に関する細部（海幕経第183号。27. 3. 18）

4.5 疑義事項

この仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督官を経由して契約担当官等と協議する。

4.6 委託契約一般条項

この仕様書によるほか、委託契約一般条項による。

作業実施確認書（ 月分）

住 所

会 社 名

代表者名

⑩

下記について、確認をお願いします。

記

調達要求番号									
契 約 番 号									
契 約 件 名		食器洗浄・清掃（委託）							
日	曜	作業員氏名	勤務時間	監督官 確認印	日	曜	作業員氏名	勤務時間	監督官 確認印
1			～		17			～	
2			～		18			～	
3			～		19			～	
4			～		20			～	
5			～		21			～	
6			～		22			～	
7			～		23			～	
8			～		24			～	
9			～		25			～	
10			～		26			～	
11			～		27			～	
12			～		28			～	
13			～		29			～	
14			～		30			～	
15			～		31			～	
16			～						

上記のとおり実施したことを確認する。

令和 年 月 日

検査官 階 級 氏 名 ⑩

作業管理者等名簿

令和 年 月 日

監督官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

契約関係業務の委託契約について、作業管理者等を下記のとおりとしましたので提出します。

記

調 達 要 求 番 号	
契 約 番 号	
契 約 年 月 日	
契 約 件 名	食器洗浄・清掃 (委託)

作業管理者

番号	氏 名	性別	国籍	会社住所	会社電話	備 考

※ 備考欄には、特記事項を記載する。

作業実施者

番号	氏 名	国籍	性別	生年月日	住 所	経 歴	備 考

※ 備考欄には、特記事項を記載する。

検査官	監督官

誓 約 書

今般、下記の契約の実施にあたり従事させる社員につきましては、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等その他を結成し又は加入し若しくは協力していない者を配置するとともに、貴部隊で従事する当社社員については、情報保証上の教育を十分に実施しており、また、作業において知り得た情報等を、この委託契約中及び契約終了後においても、関係者以外に漏えいさせないこと、並びに他に利用しないことを保証するとともに、誓約した事項を当該本人に誠実に守らせることを誓約いたします。

記

契 約 番 号	
契 約 件 名	食器洗淨・清掃 (委託)
契 約 年 月 日	
履 行 期 間	

令和 年 月 日

会 社 名

(印)

代 表 者 名

(印)

検査官	監督官

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	07-3986-0006-0001-00
	調達要求年月日	令和7年1月28日
	作成部課	沖縄基地隊本部補給科
	作成年月日	令和7年1月28日
品名	食器洗浄・清掃（委託）	
仕様書番号	SKS-9-00003	

指定事項：本調達は、次による。

2 役務に関する要求

2.3 役務の内容

役務の内容については、次による。

- a) 食器類洗浄標準 付図4、付図5のとおりとし、配食前に所定の位置に準備すること。
- b) 清掃箇所 付図4、付図5のとおりとし、毎食前後は必ず実施すること。
- c) 清掃実施標準 付図6のとおり。

2.4 対象期間

対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2.5 作業場所

作業場所は、海上自衛隊沖縄基地隊及び沖縄海洋観測所の食堂施設等とする。（付図7～付図9）

2.6 作業時間等

作業時間等は、次による。

- a) 作業時間は、原則として午前：09：00～13：30、午後：15：00～18：30、休憩時間は、13：30～15：00とする。ただし、休日等は午前のみとし、12月28日～1月3日の間は、休日等に関わらず午前のみとする。その他、官側の都合により作業時間の変更を行う場合は、監督官とあらかじめ協議する。
- b) 作業実施者は、やむを得ず、作業時間を超えて作業しなければならない場合、あらかじめ作業管理者を通じて監督官に届け出すこと。
- c) 作業実施者の人数は、1日につき、沖縄基地隊1人、沖縄海洋観測所1人を標準とする。
- d) 訓練及び天災等の事由により、出勤等ができない場合又は、作業内容及び作業日時に変更がある場合は、官側と作業管理者が協議を実施する。

2.7 費用負担

c) 消耗品費

業務に必要な消耗品等は次による。

区分	品名等
食器洗浄機用洗剤	食器洗浄機に適用した洗剤（タニコー 型式：TDWD-6GL）
洗剤等消耗品	洗剤、漂白剤、スポンジ、たわし、金たわし等
掃除用具	水切り、ほうき、モップ、雑巾、バケツ、デッキブラシ等

付図4－食器類洗浄および清掃箇所（沖縄基地隊）

食器類洗浄作業の標準

食器類	食事区分	単位	平日				休日等			
			朝食	昼食	夕食	計	朝食	昼食	夕食	計
飯わん		個	40	40	40	120	20	20	0	40
汁わん		個	40	40	40	120	20	20	0	40
湯のみ		個	40	40	40	120	20	20	0	40
洋皿		個	0	40	40	80	0	20	0	20
小皿		個	40	40	40	120	0	20	0	20
カレー皿		個	週1～2回を標準とする。				0	0	0	0
小鉢		個	0	40	40	80	0	20	0	20
トレー		個	40	40	40	120	20	20	0	40
箸		膳	40	40	40	120	20	20	0	40
スプーン		個	週1～2回を標準とする。							
会食器材		式	月1～2回を標準とする。							

記事：休日等の昼食及び夕食は、官の都合により変更する場合がある。

清掃箇所

場所	品名	単位	平日				休日等			
			朝食	昼食	夕食	計	朝食	昼食	夕食	計
隊員食堂	食卓机	個	17	17	17	51	17	17		34
	椅子	個	52	52	52	156	52	52		104
	手洗いシンク	個	2	2	2	6	2	2		4
	ゴミ箱	個	2	2	2	6	2	2		4
	トレーディスペンサ	個	1	1	1	3	1	1		2
	食器ディスペンサ	個	1	1	1	3	1	1		2
	配食レーン	式	1	1	1	3	1	1		2
食器洗浄室	食器消毒保管庫	個	3	3	3	9	3	3		6
	食器洗浄機	個	1	1	1	3	1	1		2
	食器洗浄用シンク	個	1	1	1	3	1	1		2

記事：休日等の昼食及び夕食は、官の都合により変更する場合がある。

付図5 食器類洗浄および清掃箇所（沖縄海洋観測所）

食器類洗浄作業の標準

食器類	食事区分	単位	平日				休日等			
			朝食	昼食	夕食	計	朝食	昼食	夕食	計
飯わん	個		50	50	50	150	30	30	0	60
汁わん	個		50	50	50	150	30	30	0	60
湯のみ	個		50	50	50	150	30	30	0	60
洋皿	個		50	50	50	150	0	30	0	30
小皿	個		50	50	50	150	30	30	0	60
カレー皿	個		週1～2回を標準とする。				0	0	0	0
小鉢	個		0	50	50	100	0	30	0	30
トレー	個		50	50	50	150	30	30	0	60
箸	膳		50	50	50	150	30	30	0	60
スプーン	個		週1～2回を標準とする。							
会食器材	式		月1～2回を標準とする。							

記事：休日等の昼食及び夕食は、官の都合により変更する場合がある。

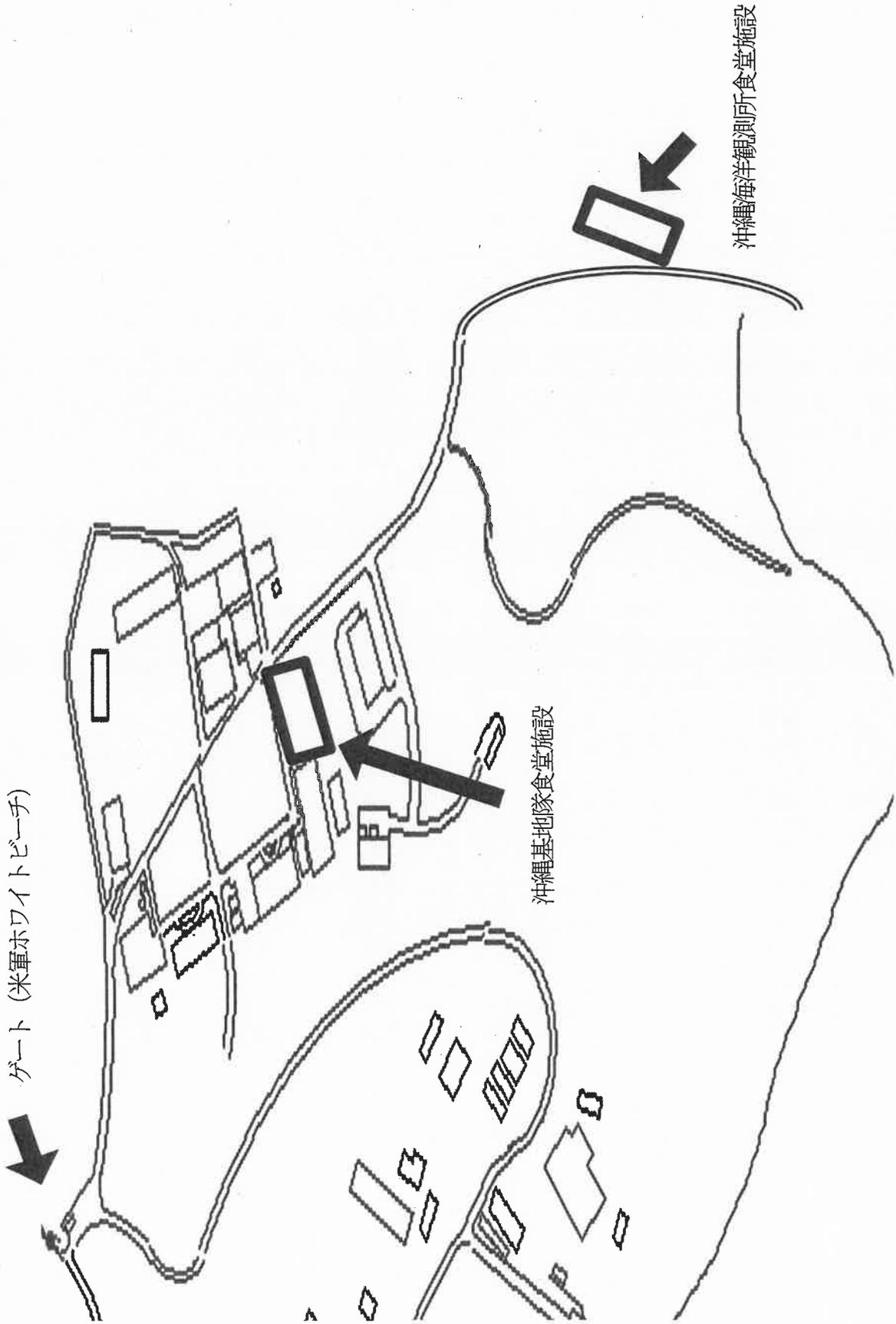
清掃箇所

場所	品名	単位	平日				休日等			
			朝食	昼食	夕食	計	朝食	昼食	夕食	計
隊員食堂	食卓机	個	8	8	8	24	8	8		16
	椅子	個	38	38	38	114	38	38		76
	手洗いシンク	個	2	2	2	6	2	2		4
	ゴミ箱	個	1	1	1	3	1	1		2
	トレーディスペンサ	個	1	1	1	3	1	1		2
	食器ディスペンサ	個	1	1	1	3	1	1		2
	配食レーン	式	1	1	1	3	1	1		2
食器洗浄室	食器消毒保管庫	個	1	1	1	3	1	1		2
	食器洗浄機	個	1	1	1	3	1	1		2
	食器洗浄用シンク	個	1	1	1	3	1	1		2

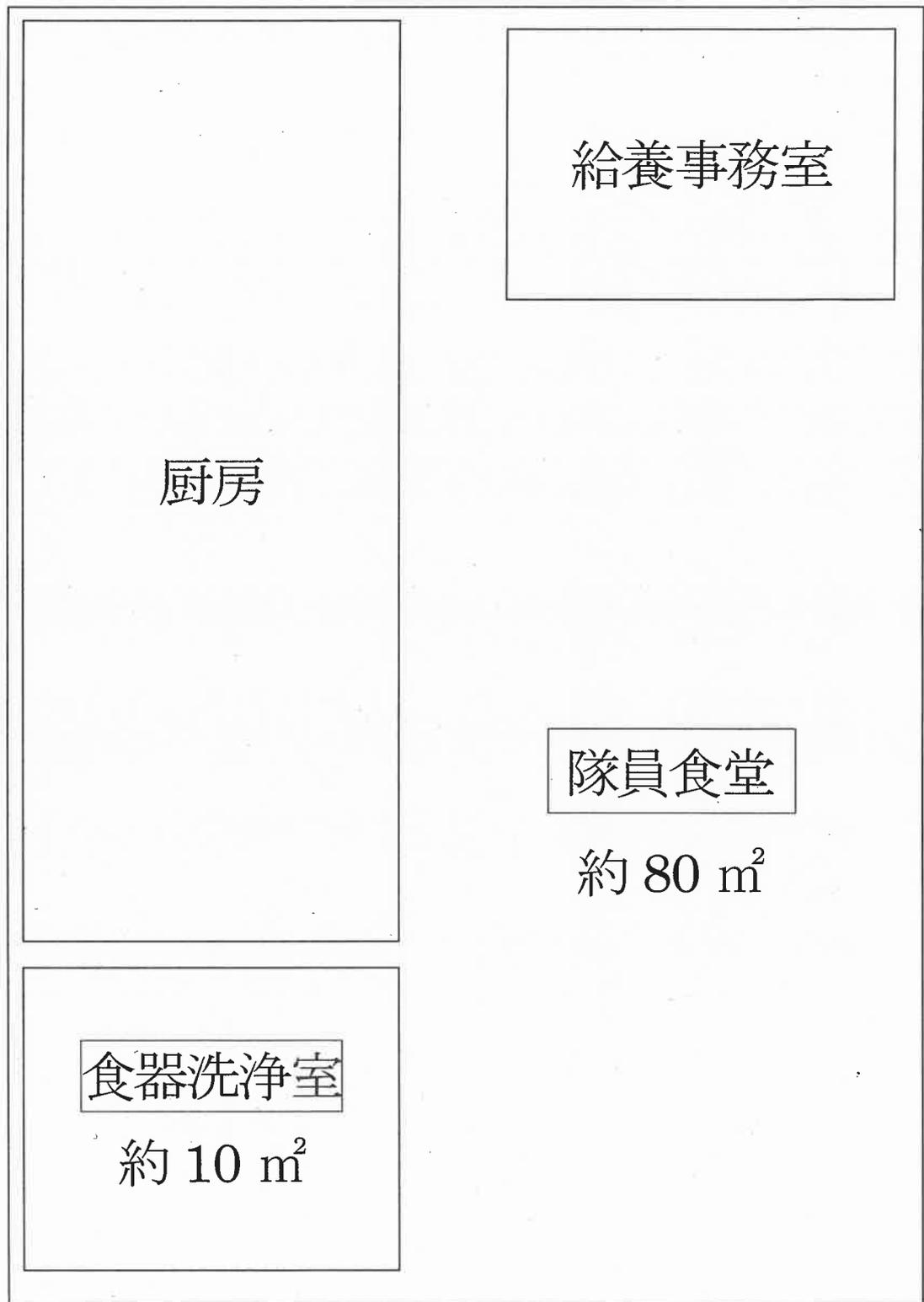
記事：休日等の昼食及び夕食は、官の都合により変更する場合がある。

付図6—清掃実施標準

場所等, 面積等	作業 通常掃除 (毎日1回以上)	清掃要領
隊員食堂 (沖縄基地隊: 約80m ²) (沖縄海洋観測所: 約110m ²)	A, B, C, E, F, G, H	記号の意味 A: 水切り B: 拭き掃除 C: 掃き掃除 D: 洗 浄 E: ふき取り
食器洗浄室 (沖縄基地隊: 約10m ²) (沖縄海洋観測所: 約20m ²)	A, B, C, D, E, F, H, I	F: 消 毒 ^{a)} G: ホコリ除去 H: 喫食ゴミ処理 I: 残飯処理
a) 食器洗浄室については、毎食後に清掃を実施するものとし、1日の作業終了時には、機器・器材・床面のゴミ排除と水切りを実施する。 b) 毎配食前には、手洗い石鹼液 ^{a)} ・タオルペーパー ^{a)} を補充し、常にシンク及びエアータオル等を含め清潔な状態に保つこと。 c) 喫食ゴミ及び残飯は、毎食後に処理を実施する。		
注 ^{a)} 官側が準備した消耗品を使用すること。		

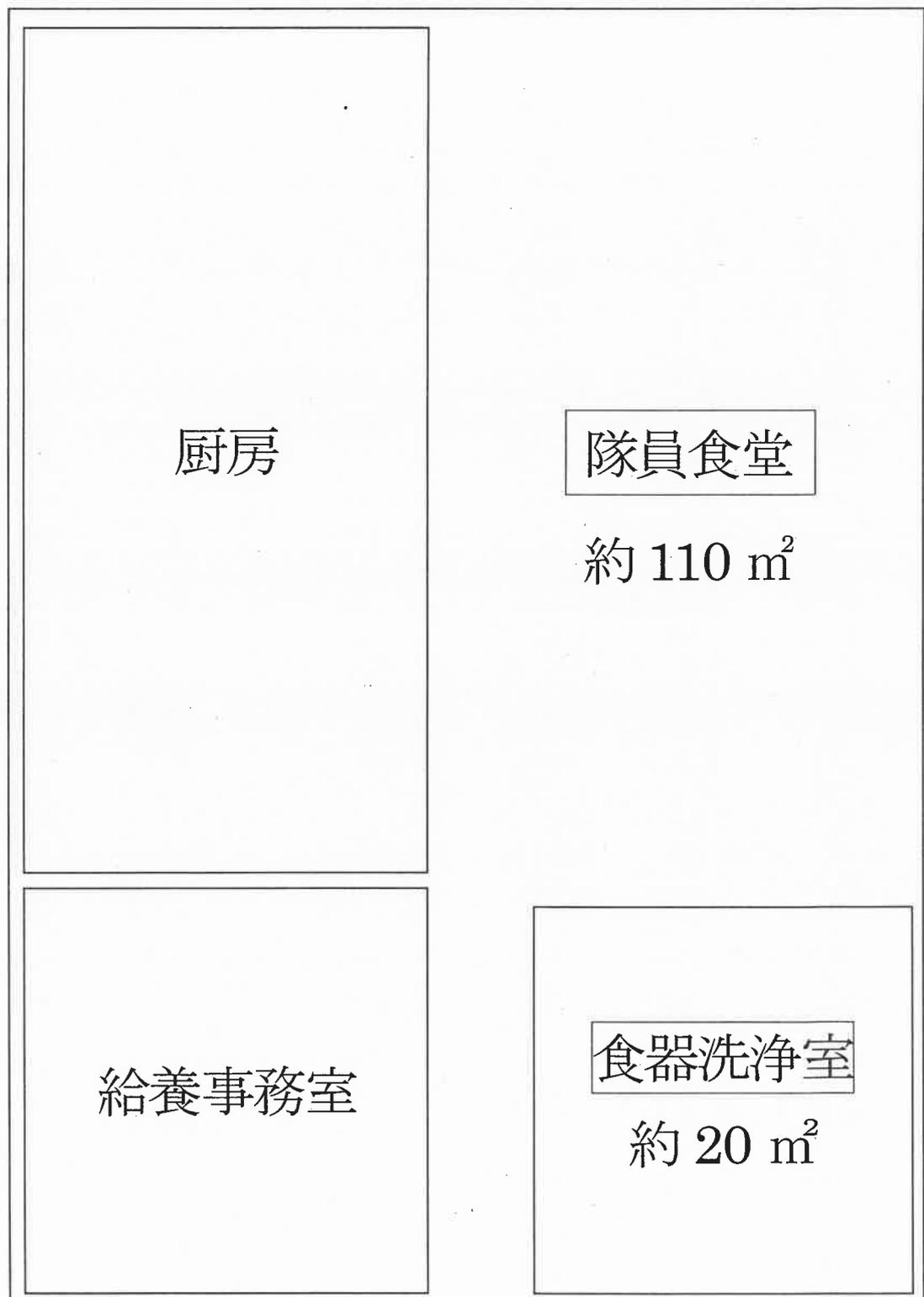


付図7—作業場所



付図8—作業場所（沖縄基地隊）

食堂入口



付図9 一作業場所 (沖縄海洋観測所)